

＜改正内容一覧＞

教育職員手当等支給規則について

	手当の種類	改正の内容	条番号
県教委 独自 改正	教員特殊業務手当	<ul style="list-style-type: none">・非常災害時緊急業務の額の改定と支給対象時間の緩和・部活動等指導の支給対象時間の緩和	第5条関係
給特法 改正	義務教育等教員 特別手当	<ul style="list-style-type: none">・号給ごとに定める額を月例給の1.5%相当→1.0%相当に縮減改定・学級担任に月額3,000円を加算	第5条の3関係
県教委 独自 改正	期末手当基礎額等 の加算	<ul style="list-style-type: none">・期末・勤勉手当を計算する際の基礎となる額の加算について、2級と3級の暫定再任用職員を追加	第5条の6関係
給特法 改正	教職調整額の支給 を受けない教育職員の給料月額に加 える額	<ul style="list-style-type: none">・4級（教頭職）は7,500円→31,700円に段階的に引き上げ・5級（校長職）は0円→24,200円に段階的に引き上げ・令和8年から令和13年まで、毎年約4,000円ずつ段階的に増額	第6条関係 附則関係

施行期日は、令和8年1月1日

教員特殊業務手当一覧（規則第5条）

2026.1.1現在

	業務の種類・区分	金額
(1) ア	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で、非常災害時における生徒等の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	<u>4時間以上</u> <u>8,000円</u> 2時間以上 <u>4時間未満</u> 1,100円
(1) イ ウ	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で、生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び生徒等に対する緊急の補導業務	<u>4時間以上</u> <u>8,000円</u> 2時間以上 <u>4時間未満</u> 900円
(2)	修学旅行、林間学校、臨海学校及びその他教育委員会が認めるもの(学校が計画実施するものに限る。)において、生徒等を引率して行う指導業務	泊を伴うもの 5,100円 泊を伴わないもの 1,200円
(3)	国等の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域の学校体育団体等の開催する対外運動競技会等で、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(他に規定するものを除く。)に生徒等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日若しくは休日に行うもの	5,100円
(4)	学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動)又は学校行事として行われる保健・安全的行事における生徒等に対する指導業務	週休日又は休日に連続して3時間以上 2,700円 正規の勤務時間を超えた時間が3時間以上 1,200円 正規の勤務時間を超えた時間が <u>1時間以上</u> 3時間未満 600円 定時制に勤務する教育職員が正規の勤務時間を超えた夜間に1時間以上3時間未満 600円
(5)	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの	2時間以上 1,200円 1時間以上2時間未満 600円
(6)	定時制課程に併任されて校長の命ずる業務を行うもの	900円

生徒等とは、生徒、児童若しくは幼児をいう。